

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例（令和5年12月25日京都市条例第33号）（市会事務局総務課）

諸般の状況により、令和6年1月1日から令和9年3月31日までの間、市会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額について、当該額に100分の20を乗じて得た額を減じる特例措置を講じることとしました。

この条例は、令和6年1月1日から施行することとしました。

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例を公布する。

令和5年12月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第33号

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市会議員に支給する議員報酬の額について、京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

(議員報酬の額の特例)

第2条 令和6年1月1日から令和9年3月31日までににおける市会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、条例の規定にかかわらず、条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(市会事務局総務課)